6　各省各庁の長等は、認定をし、又はしない旨の決定をしたときは、遅滞なく、総務省令で定めるところにより、その旨（認定をしない旨の決定をした場合においてはその理由を含む。）を応募者に書面により通知するものとする。

7　各省各庁の長等が募集実施要項において退職すべき期間を記載した場合には、認定を行った後遅滞なく、当該期間内のいずれかの日から退職すべき期日を定め、総務省令で定めるところにより、前項の規定により認定をした旨を通知した応募者に当該期日を書面により通知するものとする。

8　認定を受けた応募者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定は、その効力を失う。

一　第十二条第一項各号のいずれかに該当するに至つたとき。

二　第十九条第一項又は第二項の規定により退職手当を支給しない場合に該当するに至つたとき。

三　募集実施要項に記載された退職すべき期日若しくは前項の規定により応募者に通知された退職すべき期日が到来するまでに退職し、又はこれらの期日に退職しなかつたとき（前二号に掲げるときを除く。）。

四　国家公務員法第八十二条の規定による懲戒処分（懲戒免職の処分及び第三項第四号の政令で定める処分を除く。）又はこれに準ずる処分を受けたとき。

五　第三項の規定により応募を取り下げたとき。

9　各省各庁の長等は、この条の規定による募集及び認定について、総務省令で定めるところにより、総務大臣に対し、募集実施要項（第五項に規定する方法を周知した場合にあつては当該方法を含む。次項において同じ。）を送付するとともに、認定を受けた応募者の数を報告しなければならない。

10　総務大臣は、毎年度、前項の規定により送付を受けた募集実施要項及び同項の規定により報告を受けた認定を受けた応募者の数を取りまとめ、公表するものとする。

第十一条第二号イ中「（昭和二十二年法律第八十五号）」を削り、同号ホ中「（昭和二十六年法律第二百九十九号）」を削る。

第十四条第一項第二号中「（昭和二十九年法律第百六十五号）」を削る。

附則第二十一項中「二十年以上」及び「及び傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者（第十二条第一項各号に掲げる者を含む。次項において同じ。）」を削り、「百分の百四」を「百分の八十七」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第六条の五第一項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第二十一項」とする。

附則第二十二項中「三十六年」の下に「以上四十二年以下」を加え、「（傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者を除く。）」を削り、「その者の勤続期間を三十五年として前項の規定の例により計算して得られる」を「同項又は第五条の二の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た」に改める。

（国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律の一部改正）

第二条　国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第三十号）の一部を次のように改正する。

附則第五項中「第三条中傷病により退職した者に係る退職手当に関する部分、退職手当法第四条若しくは第五条又は国家公務員等退職手当暫定措置法等の一部を改正する法律（昭和三十二年法律第七十四号）附則第二項」を「第三条から第五条まで」に改め、「二十年以上」、「（同項の規定に該当する退職をした者にあつては、二十五年未満）」、「、退職手当法第三条から第五条の三まで及び法律第百六十四号附則第三項、附則第四項又は附則第六項の規定にかかわらず」及び「及び法律第百六十四号附則第四項」を削り、「百分の百四」を「百分の八十七」に改める。

附則第六項中「第三条中傷病により退職した者に係る退職手当に関する部分」を「第三条第一項」に改め、「二十六年」の下に「以上四十二年以下」を加え、「、退職手当法第三条第一項及び第五条の二並びに法律第百六十四号附則第三項又は附則第四項の規定にかかわらず」を削り、「その者の勤続期間を三十五年として前項の規定の例により計算して得られる」を「同項又は退職手当法第五条の二の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た」に改める。

附則第七項中「、退職手当法第五条から第五条の三まで及び法律第百六十四号附則第三項、附則第四項又は附則第六項の規定にかかわらず」を削る。

（国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部改正）

第三条　国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

附則第四項中「四十四年」を「四十二年」に改める。

（国家公務員退職手当法の一部を改正する法律の一部改正）

第四条　国家公務員退職手当法の一部を改正する法律（平成十七年法律第百十五号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第一項中「退職手当の額が、新法第二条の四」を「額（当該勤続期間が四十三年又は四十四年の者であつて、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあつては、その者が旧法第五条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を三十五年として旧法附則第二十一項の規定の例により計算して得られる額）にそれぞれ百分の八十七（当該勤続期間が二十年以上の者（四十二年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び三十七年以上四十二年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。）にあつては、百四分の八十七）を乗じて得た額が、国家公務員退職手当法第二条の四」に改め、「附則第九条の規定による改正後の」、「附則第十条の規定による改正後の」及び「附則第十一条の規定による改正後の」を削る。

（国家公務員共済組合法の一部改正）

第五条　国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「―第四十条」を「・第三十八条」に、「第四十一条―第五十条」を「第三十九条―第四十九条」に、「第五十一条―第五十三条の八」を「第五十条―第五十三条」に、「第三節　長期給付（第七十二条―第九十三条）」を

「第三節　長期給付
　第一款　通則（第七十二条）
　第二款　厚生年金保険給付（第七十三条）
　第三款　退職等年金給付
　　第一目　通則（第七十四条―第七十五条の十）
　　第二目　退職年金（第七十六条―第八十二条）
　　第三目　公務障害年金（第八十三条―第八十八条）
　　第四目　公務遺族年金（第八十九条―第九十三条）」

に改める。

第二条第一項第二号イ中「（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」を削り、同条第三項中「子又は孫は、」を「夫、父母又は祖父母は五十五歳以上の者に、子若しくは孫は」に、「あつてまだ配偶者がない者又は組合員若しくは組合員であつた者の死亡の当時から引き続き」を「あるか、又は二十歳未満で」に改め、「障害等級」の下に「（以下単に「障害等級」という。）」を加え、「ある」を「あり、かつ、まだ配偶者がない」に改め、同条に次の一項を加える。

4　この法律において、「配偶者」、「夫」及び「妻」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含むものとする。

第三条第三項中「第五十一条第一項各号」を「第五十条第一項各号」に改め、「第七十二条第一項に規定する」を削り、同条第五項中「第五十二条」を「第五十一条」に改める。

第六条第一項第六号中「事項」の下に「（第二十四条第一項第八号に掲げる事項を除く。）」を加える。